

# 学校において予防すべき感染症と出席停止の期間

(平成24年4月～)

学校において予防すべき感染症として学校保健安全法に定められた感染症にかかると届け出により一定期間出席停止となり、欠席にはなりません。

第1種・第2種はかかったら学校に届出をして定められた出席停止の期間、家庭で安静にしてください。

第3種については、定められた出席停止の基準はありません。医師の診察を受け、症状によって登校してもよいと医師が判断したときは登校してもかまいません。

## ★第1種感染症★ …治癒するまで出席停止

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウィルスによるものにかぎる）、急性灰白髄炎、ジフテリア、鳥インフルエンザ、

## ★第2種感染症★

病名	主な症状	感染経路	潜伏期	感染期間	出席停止期間
インフルエンザ	高熱（39～40℃）、関節や筋肉の痛み、咳、鼻水、のどの痛み	気道接触 飛沫	1～3日	発病後3～4日	発症したあと5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
百日咳	コンコンという短く激しい咳が続く	飛沫 気道	1～2週間	1～4週間	特有の咳がなくなるまで又は5日間の適正な治療が終了するまで
麻疹（はしか）	発熱、鼻汁、目やに、発疹	飛沫 気道接触	9～12日	発疹の出る前5日～出た後3、4日	熱が下がって3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発熱、耳の前下部の腫れと痛み（押すと痛み）	飛沫	2～3週間	耳下腺の腫れる前7日～腫れたあと9日間	耳下腺・顎下腺・舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹（三日ばしか）	38℃前後の発熱、発疹、リンパ節の腫れ	飛沫 気道	2～3週間	発疹の出る前5日～出た後3、4日	発疹が消えるまで
水痘（みずぼうそう）	発疹→水疱→かさぶた→軽い発熱	飛沫 気道接触	2～3週間	発疹の出る前1日～すべての発疹がかさぶたになるまで	すべての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	38～40℃の発熱、喉の痛み、目やに、結膜の充血	気道接触	5～7日	発病してから2～4週間	主な症状がなくなって2日を過ぎるまで
結核	発熱、咳、疲れやすい、食欲低下	飛沫	様々	症状の程度、発病の種類により異なる	病状により伝染のおそれがないと認められるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	発熱、頭痛、意識障害、けいれん	飛沫	2～4日		病状により伝染のおそれがないと認められるまで

## ★第3種感染症★ …病状により、登校時期は医師が判断する。（感染の恐れがないと認められるまで）

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

※ノロウィルスなどによる感染性胃腸炎は「その他の感染症」となり、医師の判断で出席停止になります。